誠実 行動 親切

商工くろいし

編集発行：黒石商工会議所
〒036-0307
青森県黒石市市ノ町5-2
TEL 0172(52)4316
FAX 0172(53)3875
URL http://www.k-cci.or.jp/
E-mail kuroishi@k-cci.or.jp

新型コロナウイルス感染症に対する支援策

●給付金

①持続化給付金

給 付 額：法人200万円、個人事業者100万円。ただし、昨年１年間の売上からの減少分が上限。

主な要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50％以上減少していることなど。

お問い合わせ：持続化給付金事業コールセンター　TEL：0120-115-570

※申請サポート会場が開設されます！

■７月20日（月）～７月24日（金）の５日間開設します

持続化給付金の申請サポート会場は６月12日に一度閉館いたしましたが、再度７月20日より５日間開設されることが決定しました。まだ申請をされていない方は今一度ご確認下さい。なお、会場へお越しの際は事前予約が必要となります。７月13日から事前予約が開始しますので、以下の３つの中からご予約下さい。

①Web予約「持続化給付金」の事務局HP　https://www.jizokuka-kyufu.jp/

②電話予約（自動）受付専用ダイヤル　TEL：0120-835-130

③電話予約（オペレーター対応）電話予約窓口　TEL：0570-077-866

※オペレーター対応は込み合う恐れがあります。ご了承下さい。

○ご不明な点がございましたら、お気軽に黒石商工会議所までお問い合わせ下さい。

TEL：0172-52-4316

	開場日時	会場番号	会場
黒石市	７/20（月）～７/24（金） ９：00～17：00	0207	〒036-0305 黒石市乙徳兵衛町34 グリーンパレス松安閣

②家賃支援給付金

給 付 額：申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、６ヶ月分の給付額に相当する額。法人最大600万円、個人事業者最大300万円。

主な要件：テナント事業者のうち、小規模事業者等であって、５月～12月において以下のいずれかに該当する者。

①いずれか１ヶ月の売上高が前年同月比で50％以上減少

②連続する３ヶ月の売上高が前年同期比で30％以上減少

お問い合わせ：詳細は現在検討中

●支援金

黒石市事業継続緊急支援金（業種拡大、申請期限延長しました）

市は、「黒石市事業継続緊急支援金」として、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業に支障が生じている市内で次の事業を営む事業者を対象に、事業活動の維持や継続のため、緊急支援金を交付しています。

○主な対象業種【日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）】

⑴鉱業、採石業、砂利採取業に該当する業種　⑵建設業に該当する業種

⑶製造業に該当する業種　⑷情報通信業に該当する業種

⑸運輸業、郵便業に該当する業種　⑹卸売、小売業に該当する業種

⑺金融業、保険業に該当する業種　⑻不動産業、物品賃貸業に該当する業種

⑼学術研究、専門・技術サービス業に該当する業種

⑽宿泊業、飲食サービス業に該当する業種

⑾生活関連サービス業、娯楽業に該当する業種

⑿教育、学習支援業に該当する業種　⒀医療、福祉に該当する業種

⒁サービス業（他に分類されないもの）に該当する業種（政治・経済・文化団体・宗教に該当する業種を除く）

○支援金の額　１店舗当たり10万円

○申 請 期 限　令和２年８月31日（月）まで

お問い合わせ：黒石市 商工観光部 商工課 TEL：0172-52-2111（内線641・642）

●助成金

雇用調整助成金の特例措置

内容：経済上の理由により一時的に労働者を休ませ、雇用の維持を図った場合、休業手当等の一部を助成。中小企業で解雇等を行わない場合の助成率は10／10であり、日額上限は15，000円。

要件：直近１ヶ月の売上等が前年同月比で５％以上減少していることなど。

お問い合わせ：青森労働局職業安定部職業対策課雇用調整助成金担当
TEL：017-721-2003

※社会保険労務士による無料個別相談を実施します！

開設日時：毎月第２・４金曜日　10：00～16：00
場　　所：黒石商工会議所　相談室
お問い合わせ：黒石商工会議所　TEL：0172-52-4316

●資金繰り

①新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近１ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少した場合、無担保で借入後当初３年間は基準金利から０．９％引き下げとなる。特別利子補給制度の要件（小規模事業者の個人事業主は要件なし）を満たすと借入後当初３年間の利子補給がなされ、実質無利子となる。

お問い合わせ：日本政策金融公庫弘前支店　TEL：0172-36-6303

②新型コロナウイルス対策マル経融資

通称マル経融資は商工会議所等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近１ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少した場合、借入後当初３年間は通常の貸付金利から０．９％引き下げとなる。特別利子補給制度の要件（小規模事業者の個人事業主は要件なし）を満たすと借入後当初３年間の利子補給がなされ、実質無利子となる。

お問い合わせ：黒石商工会議所　TEL：0172-52-4316

③民間金融機関における実質無利子・無担保融資

お問い合わせ：最寄りの民間金融機関へお問い合わせください

黒石商工会議所通常議員総会

令和２年５月27日（水）、グリーンパレス松安閣において当所通常議員総会が開催され、総議員数60名に対し出席者数17名、委任状行使者数41名、合計58名の出席となりました。総会はまず、新岡常雄会頭より「先の見えない未曾有の事態ではあるが、役職員が一丸となって苦境を乗り切っていきたい」とはじまり、続く議案審議では上程された議案第１号から議案第７号まで満場一致で原案どおり可決承認されました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止、行政からの自粛要請に鑑み、総会終了後の懇親会は中止とさせていただきました。

■令和２年度事業計画

＜基本方針＞

会員事業所の経営安定のため、相談業務・情報提供の充実を図るとともに、持続的経営の実現に向けて積極的に行動する。

市への緊急要望

令和２年５月18日（月）、当所青年部からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、市内経済に深刻な被害が生じている現状を鑑み、黒石市に対して中小企業・小規模事業者支援に関する緊急要望書を提出しました。

■要望事項

1.感染症情報の一元化と速やかな情報提供について

2.マスク・消毒液の安定的な確保とクラスター発生が予想される施設への早急な提供について

3.事業継続の意欲を今後も持ち続けてもらえるような支援策について

4.小・中学校の臨時休校等に対応した遠隔授業の導入について

令和２年６月11日（木）、黒石市より回答書を受理しました。詳しくは当所ホームページ（www.k-cci.or.jp/contents/sosiki/youbou/R2/page1.html）へ。